附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年七月二十四日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　岡田　直樹

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年七月二十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百四十六号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第十八号）の施行に伴い、並びに道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第百五条第三項及び消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第五十七条の四第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令の一部改正）

第一条　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令（平成十九年政令第二百九十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「同条第七項」を「同条第八項」に、「第二十七条の三第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第二十七条の九第三項（同条第九項」を「第二十七条の七第三項（同条第十項」に、「第二十七条の十七第二項（同条第六項」を「第二十七条の十五第二項（同条第七項」に改め、「、地域旅客運送サービス継続実施計画」を削る。

（道路運送法施行令の一部改正）

第二条　道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「以下」の下に「この項及び次項において」を加え、同項第二号ニ中「路線を定めて行うもの以外のもの（以下「不定路線事業」という。）」を「不定路線事業」に改め、同項第三号中「第五項」を「第六項」に改め、同項第四号中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改める。

（道路運送車両法施行令の一部改正）

第三条　道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第七項の表の上欄中「第二十七条の二十第七項」を「第二十七条の十八第七項（同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）」に改める。

（特定商取引に関する法律施行令の一部改正）

第四条　特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二第十六号中「第九条第六項第三号」を「第九条第七項第三号」に改める。

（消費税法施行令の一部改正）

第五条　消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第七十条の十一第二号中「運賃及び料金が」を「運賃等（同項に規定する運賃等をいう。以下この号において同じ。）又は同条第三項の規定により定められた運賃等が」に改める。

附　則

この政令は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年十月一日）から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年七月二十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百四十七号

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令

内閣は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）附則第十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

（感染症に関する専門的な知識を有する者等の意見の聴取に関する経過措置）

第一条　厚生労働大臣は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（以下この条において「改正法」という。）第一条の規定による改正後の旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号。次条において「新旅館業法」という。）第四条の二第一項第一号ロ及び第三号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、改正法の施行の日（次条において「施行日」という。）前においても、感染症に関する専門的な知識を有する者並びに旅館業の業務に関し専門的な知識及び経験を有する者の意見を聴くことができる。

（指針の策定等に関する経過措置）

第二条　厚生労働大臣は、施行日前においても、新旅館業法第五条の二の規定の例により、指針（同条第一項に規定する指針をいう。次項において同じ。）を定め、又は変更し、これを公表することができる。

2　前項の規定により公表された指針は、施行日において新旅館業法第五条の二第一項の規定により定められ、同条第三項の規定により公表されたものとみなす。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　永岡　桂子
内閣総理大臣　岸田　文雄

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年七月二十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄